

総会

配布：一般

2017年12月22日

第10回緊急特別会期

議事日程議題5

2017年12月21日に総会により採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/ES-10/L.22 および A/ES-10/L.22/Add.1)]

ES-10/19 エルサレムの地位

総会は、

エルサレムに関する2017年11月30日の決議72/15を含む、総会の関連諸決議を再確認し、

1967年11月22日の242(1967)、1968年5月21日の252(1968)、1969年7月3日の267(1969)、1971年9月25日の298(1971)、1973年10月22日の338(1973)、1979年3月22日の446(1979)、1980年3月1日の465(1980)、1980年6月30日の476(1980)、1980年8月20日の478(1980)、および2016年12月23日の2334(2016)の諸決議を含む、安全保障理事会の関連する諸決議をまた再確認し、

国際連合憲章の諸目的と諸原則に基づき、そして武力による領土の獲得の承認しがたいことを、とりわけ、再確認し、

聖地エルサレムの特有の地位および、とりわけ、関連する国際連合諸決議において予見されたような、同市の独特な精神的な、宗教的なそして文化的な側面の保護と保存の必要性を念頭に置きつつ、

エルサレムは、関連する国際連合の諸決議に沿って交渉を通して解決されることになっている最終的地位の問題であることを強調し、

エルサレムの地位に関する最近の決定に総会の深い憂慮を、これに関連して、表明し、

1. 聖地エルサレムの性格、地位または人口構成を変えてしまったと主張する何らかの決定や行動は、法的効果を持たず、無効でありまた安全保障理事会の関連する諸決議に従って無効とされなければならないことを確認し、そしてこれに関連して、全ての国家に対し、安保理決議 478 (1980) に従って、聖地エルサレムにおける外交使節団の設立を自制することを求める。

2. 全ての国家が、聖地エルサレムに関する安全保障理事会諸決議を遵守すること、そしてこれらの諸決議に反する何らかの行動または措置を認めないことを要求する。

3. 二国家解決を危うくする現場での否定的傾向の逆転と関連する国際連合諸決議、和平のための土地原則を含む、マドリッド付託事項、アラブ和平イニシアティブ¹およびカルテット行程表²に基づく中東における包括的な、公正なそして永続する平和を、また 1967 年に始まったイスラエルの占領に対する終了を、遅滞なく、実現することを目的とした国際的なまた地域的な取組と支援の強化増大と促進を求める総会の呼びかけをくり返し表明する。

4. 第 10 回特別会期を一時的に休会することをまた、加盟国からの要請に基づいてその会合を再開する権限を最新の会期の総会の議長に付与することを決定する。

第 37 回本会議

2017 年 12 月 21 日

¹ A/56/1026-S/2002/932、添付文書 II、決議 14/221。

² S/2003/529。